千葉市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年3月13日

千葉市監査委員宮下公夫同宮原清貴同川岸俊洋

千葉市監査委員宮下公夫様同 宮原清貴様同 小川智之様同 川岸俊洋様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成25年度監査報告第1号及び第13号並びに平成26年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の種類 行政監査

監査の結果 (指摘事項)

- 2 イベントは、その準備段階から計画に基づき実施されているか。また、物品管理及び 経理等を適正に行い、実施結果を検証するための記録を取るなど、実施状況は適切か。
- (2) イベント運営経費の支出に係る意思決定について、その内容、金額等が確認できる書証を作成すべきもの(動物愛護フェスティバル2012inちば)(保健福祉局)

動物愛護フェスティバル2012in ちばについては、実施主体の事務局事務を市が担当している。実施主体の会計におけるイベント運営経費の支出について、収支決算報告書により、監事による監査を経たうえで実行委員会会議において承認を受けているが、個々の支出に際しての意思決定について確認できる文書等を作成していなかった。

支出に係る意思決定については、その内容、 金額、時期、決定権者等が確認できる書証を 作成のうえ実施されたい。

講じた措置

イベント運営経費の支出に係る意思決定 については、平成26年度から、その内容、 金額、時期、決定権者等が確認できる書証を 作成のうえ実施した。